

## 平成27年度第3回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日時：平成28年2月15日（月）10時00分～

場所：小牧市役所 本庁舎6階 601会議室

### 【出席委員】

山本 和彦、松永 幸男、中村 康信、栗本 誠、落合 勝之、  
伊藤 和俊、亀井 道代、北出 恵子、上坂 敏夫、鈴木 淑博、  
芳村 暢昭、石田 知早人、五藤 隆夫、川淵 義隆、河村 典久、  
住田 邦久、辻 勝哉、馬場 容子、貝 隆（19名）

### 【欠席委員】

井戸 新二（1名）

### 【事務局】

松岡市民生活部長、廣畑市民生活部次長、川尻廃棄物対策課長、服部リサイクルプラザ所長、余語環境美化係長、藤田ごみ減量推進係長、渡邊、竹村

### 内 容

川尻課長 【あいさつ、市民憲章唱和】

松岡部長 【あいさつ】

川尻課長 ただいまより第3回廃棄物減量等推進審議会を始めます。  
なお、この会議及び会議の議事録は公開となっておりますので、ご承知おきください。  
それでは落合会長に挨拶いただきます。

落合会長 【あいさつ】

川尻課長 【配布資料確認】

それでは、議事の進行は「小牧市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する規則」第4条第2項の規定に基づき、落合会長にお願いします。

落合会長	<p>それでは、次第にそって進行します。</p> <p>まず始めに、議事（１）「平成２８年度一般廃棄物処理実施計画（案）」について、事務局の説明を求めます。</p>
竹村	<p>それでは、議題（１）「平成２８年度小牧市一般廃棄物処理実施計画（案）」について」ご説明いたします。資料１ページをご覧ください。</p> <p>この実施計画については第２回の審議会においてご審議いただいたものを更に修正したものになります。本日は今年度の実施計画から変更している箇所を太字にし、前回ご審議いただいた計画(案)から変更した箇所を灰色の網掛けをしています。</p> <p>それでは、前回ご審議いただいた計画（案）から変更した網掛けしてある箇所についてご説明させていただきます。</p> <p>３ページ中段をご覧ください。６の排出見込み量の「（２）し尿」、「（３）し尿浄化槽汚泥」の見込み量を訂正いたしました。「小牧市生活排水処理基本計画」の計画値を採用しました。これは、平成２３年度から２７年度までの５年間ににおけるし尿・浄化槽汚泥の変動率の平均を求め、「小牧市生活排水処理基本計画」の平成２７年度の計画値と掛けた結果、平成２８年度の「小牧市生活排水処理基本計画」の値と近い数値が算出されたためです。</p> <p>４ページをご覧ください。各行政区から相談が多かった外国人排出者による不適正排出に対する対応の一環として、各行政区、共同住宅管理会社及び、外国人を雇用している事業所の協力を得て、あらたに作成した外国語版の概要版配布を行ってまいります。</p> <p>次をご覧ください。前回からの変更点ではありませんが、共同住宅の所有者などへの排出指導強化についてご説明します。条例改正につきましては、１２月議会で議決され、４月１日より施行されます。改正の具体的な内容としましては、本日お配りしておりますチラシをご覧ください。まず、市民に係るポイントとしては、不適正排出に関する個別指導を行うことについて</p>

竹村	<p>て明文化しました。また、指導を行っても改善が見られない場合、誓約書の提出を行うことを義務付けました。</p> <p>続いて、共同住宅の所有者等に係るポイントとしては、共同住宅の所有者等の責務を明確化しました。共同住宅の入居者による不適正排出が続き、ごみ集積場の清潔が保持できていない場合、共同住宅の所有者等に対して市が指導を行います。</p> <p>指導を行うも、改善が見られない場合は共同住宅の所有者などに対して「改善計画書」の提出を命令できます。</p> <p>専用のごみ集積場が設置されていない共同住宅において、「改善計画書」の提出をしても改善が見られない場合、専用のごみ集積場を設置するよう命令することができます。</p> <p>条例改正に関する周知としては、1月15日号の広報こまきにて条例改正について周知を行っております。また、昨日2月14日に間々区からの要望により出前講座として、区内の共同住宅オーナーや管理会社を集めた説明会を実施しました。また、愛知県宅地建物取引業協会に依頼し、条例改正に関するチラシをアパート管理会社を始め、関連する事業者へ配布を行いました。今後も4月に向け、周知を進めて行く予定です。</p> <p>次をご覧ください。カラスによる鳥獣被害について相談をいただくことが非常に多いため、より効果の高いカラス対策グッズについて検討を行って行きます。例としましては、カラスネットのふちにオモリを仕込み、カラスなど鳥獣が容易にネットにもぐりこむことができないものや、壁やフェンスにネットを取り付けた際に発生する隙間を防ぐため、マチをつけたネットなどより効果の高いものについて検討しています。</p> <p>続いて最下段をご覧ください。</p> <p>分別についてより具体的な品目から検索をすることができる「分別早見表」を作成しています。分別を覚えることが難しい高齢者や市内に一時的に住む共同住宅入居者への啓発を中心に活用して行きたいと考えています。</p> <p>5ページ中下段の排出抑制事業の資源回収団体奨励金交付事業をご覧ください。雑がみの奨励金の額を5円から20円に</p>
----	---

竹村	<p>増額する旨の一文を削除しました。</p> <p>雑がみの回収については、雑がみの回収を必須化した平成25年度の雑がみ回収量が93.622トンと、前年の10.805トンに対し、大幅な回収量増となりました。しかし、その後は、奨励金額を増額した平成26年度が97.758トン、27年度1月末現在で85.912トンと、雑がみの奨励金額を増額した効果が薄いことから、平成28年度については、雑がみの奨励金額を5円に戻すこととしました。</p> <p>最下段をご覧ください。剪定枝運搬車両の貸出についてご説明します。</p> <p>本年度の7月より開始しました剪定枝の拠点回収ですが、皆様のご協力もあり、12月末時点で約216tと、当初の予定をはるかに越える回収量がありました。しかし、拠点回収場所への持込手段がない市民もいることから、剪定枝の運搬車両として、公用車の1台の貸出しを行います。開始は本年5月からを予定しており、ホロ付き軽四トラックを土日の午前・午後単位での貸出しとなります。</p> <p>続いて、その下段の資源回収ステーションの拡充について説明します。</p> <p>毎年、年末は資源回収ステーションが非常に混雑することから、土日限定で開設している第2資源回収ステーションにおいても年末にかぎり、平日も受入を行い、利便性の向上と混雑の緩和を図る事ができるよう検討を行います。</p> <p>また、新クリーンセンター開設に伴い、平成29年度に解体を予定している小木のし尿浄化槽汚泥処理施設の跡地に、剪定枝を含めた第3資源回収ステーションの設置を検討していきます。</p> <p>6ページ中下段をご覧ください。</p> <p>本年度の4月より小牧岩倉エコルセンターの新炉が稼働したことを踏まえ、排出の利便性やごみ処理コストの削減を図り、それに伴う収集体制の見直しやごみ集積場に及ぼす影響を検証し、今後の施策として検討して参ります。</p>
----	---

竹村	<p>以上で説明を終わります。</p>
落合会長	<p>ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等があればお願いします。</p>
落合会長	<p>カラス対策とあるが、網と併用して、ブロックのようなものを置くと、引っ張り出すことができない。収集員の邪魔になるかもしれないが、「燃やすごみ」だけでも、ごみ集積場の前に低いブロックを積みれば効果があると思う。</p> <p>網も重要であるが、網は直ぐに破れたりするので、ブロックを積むなどした方が効果的である。</p> <p>事務局としては、どう考えているか。</p>
川尻課長	<p>今の意見も含め、カラス対策に有効な方法があれば提案していただき、積極的に取り入れていきたい。</p> <p>カラス対策用として、次年度は、これまでよりも多く予算計上しているので、先日、報道のあった春日井市のような簡易なボックス型のものも含めて検討しているため、有効な方法があれば提案してほしい。</p>
北出委員	<p>地元でも同様のことがあった。市の職員に相談したところ、黄色のネットを支給してもらえた。それまでよりも非常に効果があったということであるが、このネットは幾らぐらいするものか。</p>
川尻課長	<p>2,000円程度である。現状、検討しているものは、様々なタイプがあり、特注になるため、高価なものになるが、要望内容を調査する必要があるため、金額については未定である。</p>
北出委員	<p>現状は、非常に効果がある。カラスは寄ってくるが、網のおかげで、直ぐに去っていく。</p>

<p>五藤副会長</p>	<p>ごみの量について確認する。冒頭でも松岡市民生活部長が発言されたが、近年、ごみの量は、横ばい状況にある。しかし、平成24・25年度までは、1,300トン近くの減少が見られた。何故、横ばい状況になったのか教えてほしい。また、小牧市のリサイクル率は、ごみの量に対し、28.1%で、愛知県内の53地区で第10位となっている。横ばい状況の中、リサイクル率を上げていくことが重要であると考えているが、そのためには、具体的な数値で示す必要があると思うが、どう考えているのか。</p>
<p>川尻課長</p>	<p>ごみ量については、近年、横ばい状況であるが、今年度については微増である。岩倉市については、若干減少している。ほぼ同じ収集体系をとっているが、このような違いがある。これについて、検討を行ったが、明確な理由は見つからなかった。</p> <p>新たに始めた施策として、昨年7月から「剪定枝」の拠点回収がある。資料にもあるとおり、12月までに216トンの回収があり、3月末までに250トンが見込まれる。本来であれば、この分が減少しなければならないが、微増しているため関係性はない。また、昨年4月から小牧岩倉エコルセンターの施設が更新され、熔融炉に変更になったことで、ごみ分別意識が低下したのではという声もあるが、資源量と可燃ごみ量を見ても、分別意識が低下したと言える変化はない。</p> <p>これらのことから、現状、考えられるのは、景気の動向によるものと推測されるが、このことについては、今後も検証していきたい。</p> <p>リサイクル率については、先ほど説明があったが、小牧市よりも高い市町が9市町あり、全国で見れば、もっとある。その市町と何か違う点があるのかと検証したが、大きな施策の違いは無かった。小牧市よりもリサイクル率の高い大口町や江南市と比較しても大きな違いはなく、唯一違ったものは、「剪定枝」の回収である。</p> <p>リサイクル率は、何を持ってリサイクル率とするかの明確な</p>

川尻課長	<p>定義がない。市町によって、その捕らえ方が違うため、この捕らえ方がリサイクル率の差となる。</p> <p>今回の「ごみ処理基本計画」からリサイクル率の考え方を改め、2段表記している。これは、行政による回収とは別に、民間による新聞店回収などの回収量を把握することが可能になったため、これらの量を含めると、平成26年度のリサイクル率は、30.7%になる。このように何を持ってリサイクル率とするかで、簡単に数値が変わってしまうが、この数値を基に「ごみ処理基本計画」では、平成36年度には37%と目標を定めている。急激にリサイクル率が上がっているのは、小牧岩倉エコルセンターの溶融炉で溶融された後に出る「スラグ」「メタル」も加味したかたちになっているためである。</p>
落合会長	<p>扶桑町や大口町は、新しい炉ができていないため、危機感が非常に強い。地元の方が、総出で分別したりするなど取組み意識が違う。炉に恵まれているなど、状況が違うが、市が減量意識等を市民に植え付けてもらい、市民が納得できるような取組みを考えてもらいたい。</p>
辻委員	<p>共同住宅についての説明があったが、いつから施行されるのか。</p>
川尻課長	<p>平成28年4月1日から施行する。</p>
辻委員	<p>今までは、共同住宅に対して、何かしていたのか。</p>
川尻課長	<p>共同住宅向けの要綱を制定して指導してきたが、拘束力や周知等の問題から徹底されなかった。今回の改正で、共同住宅の所有者等の責務を明確化したことで、指導にあたっていきたい。</p>
辻委員	<p>地元のごみ集積場に、夜中に自転車や自動車で行く途中</p>

辻委員	<p>に排出する者がいる。不適正な排出であるため、内容物を調べたら、共同住宅の住人であった。当番の者からも同様に不適正排出が増加している旨の話もあった。今回の条例改正によって、減少できるよう願います。</p>
馬場委員	<p>剪定枝の公用車貸出業務とある。自分もよく利用させてもらっているが、搬入する車は、普通の乗用車が多い。今回の運搬車両は何台用意されているのか。</p>
川尻課長	<p>導入にあたっては、需要がどれくらいあるか分からないため、1台である。トラック型の公用車を3台所有しているため、需要が高まれば、順次拡大していきたい。</p>
貝委員	<p>ごみ集積場の設置命令についてであるが、命令した場合も補助の対象になるのか。</p>
川尻課長	<p>行政区の申請に基づいて設置する場合は対象になるが、管理会社等として設置する場合は補助の対象にはならない。</p> <p>行政区については、ごみ集積場に係る収入は一切ないため、設置費の5分の4を補助させてもらうが、共同住宅の所有者等については、建物を建設するうえで、ごみ集積場の管理も含めて考えてもらわなければならないため、補助の対象にはしない。</p>
河村委員	<p>ごみ減量の事業として、外国人への周知徹底を目的にごみの分け方と出し方のパンフレットの概要版を作成しているが、どれだけの効果があるのか。別の関係で、学校の保護者と接する機会があるが、パンフレットを配布するだけで徹底されていることになっている。話せば伝わるが、文字を印刷したものでは、どこまで伝わるのか不明であり、徹底できるものではない。</p>
川尻課長	<p>外国人に対する周知方法については、ご指摘のとおり、配布</p>



川尻課長	<p>ただけでは意味がない。このため、初めての試みとなるが、事業所の協力を得て、雇用者から周知していただくようにし、これまでよりも効果が上がるように務めている。また、排出者が特定できた場合に、少しでも分別ルールを理解いただけるよう言語数を増やした。</p>
鈴木委員	<p>自宅近くのごみ集積場は、市外の通勤者の裏道になっている。昨年末から今年にかけて、不適正排出が続き、区長等が苦勞していると聞いた。このような案件に対して、有効な対策方法はあるか。</p>
川尻課長	<p>不適正に排出されたごみについては、排出後に市に連絡いただき、職員が内容物を確認して、個人が特定できた場合については、直接指導にあたるが、個人を特定できない場合は、対策のしようがない。また、ごみ集積場用監視カメラの貸出しを行っているが、実際に排出した時間などは確認できるが、個人を特定することは難しいため、有効な対策はない。</p>
落合会長	<p>よく排出される場所は決まっているのではないか。不適正排出される場所は、狭隘な道路ではなく、停車しても車が通過できる場所である。そのような場所を重点的に見回るとか、少し危険であるが、排出している現場に遭遇したら、写真を撮る、車のナンバーを控えるなど、排出者にわかるようにすると効果的である。</p>
落合会長	<p>他に何か意見等があればお願いします。無いようですので、議題（２）「資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考」について事務局からの説明をお願いします。</p>
竹村	<p>それでは、議題（２）「資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について」説明いたします。</p> <p>資料９ページをご覧ください。</p>

竹村	<p>表彰の趣旨としましては、資源回収やごみ集積場の管理にご尽力いただいているすべての団体に感謝の意を表したいとの考えで表彰を行っています。</p> <p>表彰の対象団体としましては、例年、記念品贈呈の予算などの関係から資源回収貢献団体、ごみ集積場管理功績団体を合わせて、20団体を選出してきましたが、平成25年度より記念品の贈呈を廃止したため、20団体という数にこだわる必要はなく、それぞれの選考基準に照らし合わせて候補としてあがった団体に対して表彰を行うこととなります。</p> <p>続きまして、資源回収貢献団体の過去の選出経緯についてですが、平成22年度でほぼ全ての登録団体に感謝状を贈呈しています。これを受けて、平成23年度以降、2度目の贈呈を行うこととし、この平成23年度の選考基準は、資源回収回数、回収量に関わらず、古くから一生懸命取り組んでいる団体を選んだらどうかとの審議会でのご意見から、今まで感謝状を贈呈した団体の贈呈年度が早い順に候補として選出していました。平成24年度も同様の考えから、過去に表彰している団体に対し、表彰を行いました。しかし、平成25年度は、未表彰だった団体（近年実績がなかったため選考の対象にならなかった）に対して表彰を行っており、平成26年度においては雑がみの回収量の伸び率が高い団体に対して表彰を行いました。</p> <p>さて、事務局側の選考案としましては、総回収量に占める雑がみの回収量が10%以上という選考基準を提示いたします。これは、平成25年度より、雑がみ回収の必須化、平成26年度からは雑がみの奨励金交付額の増額を実施いたしました。その際、各資源回収団体に対して、全体として資源の総回収量に対する雑がみの回収量の割合を10%以上にする目標を掲げており、その目標値の達成のための団体のモチベーションの向上を図るため、雑がみの回収量に着目し、各団体の資源の総回収量に対する雑がみの回収量の割合を表彰団体の選考基準とし、15団体を選出する案を提示いたします。</p> <p>続きまして、ごみ集積場管理功績団体の選考についてご説明</p>
----	--

竹村	<p>しますので、10ページをご覧ください。これまでの選考基準としましては、毎年管理状況の良い区を選考し、最終的に全ての区に感謝の意を表したいとの考えで感謝状の贈呈を行っており、昨年度は春と秋に実施しているごみ集積場の早朝指導結果とごみ集積場不適切排出監視カメラ設置などごみ集積場管理の取り組みをまとめ、選出いたしました。</p> <p>さて、事務局案としましては、従来どおりの方法で選出しました11区を提示しておりますが、上末区と東田中区からの2区から感謝状を受け取るには時期尚早であると辞退の旨をいただいております。したがって9区を提示させていただきます。</p> <p>以上で説明を終了いたします。</p>
落合会長	<p>ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等があればお願いします。</p>
栗本委員	<p>ごみ集積場に監視カメラを借用できるとのことだが、条件や期限はあるのか。自分が聞いた話では、3か月の借用期間を過ぎて、何年も設置されているとのことであった。区として、費用をかけて購入せず、借用し続けることができるのであれば、お願いしたい。</p> <p>また、区で監視カメラを購入する場合、補助金はいくらもらえるのか。</p>
竹村	<p>貸出しについては、1行政区に1台とし、借用期間については、2か月間である。期限になった場合でも、他の申請がない場合に限り、延長の申請を承ることも可能である。</p> <p>申込みについては、市廃棄物対策課に設置してある申請書を区長又は環境保全推進員から提出してもらうことになる。</p> <p>監視カメラは、高さ2メートル、重さ80キログラムのため、路肩に設置されているごみ集積場等には、監視カメラを設置することはできない。このため、申請を出された後に、現場確認</p>

竹村	<p>を実施し、設置の可否を通知することになる。</p> <p>また、地元で監視カメラを設置する場合の補助金については、購入費の5分の4（※平成28年度からは2分の1に改定予定）で上限30万円となっている。</p>
落合会長	<p>まだ、議題（2）の表彰の関係が終了していないため、監視カメラの話は、議題終了後にお願いしたい。</p> <p>表彰の関係で、他に何かあればお願いしたい。</p> <p>何も無いようなので、事務局（案）の資源回収団体15団体と行政区9区とさせていただく。</p> <p>それでは、監視カメラの件に戻させていただく。</p>
栗本委員	<p>岩崎県住第1区には、10箇所以上のごみ集積場がある。全てのごみ集積場に監視カメラを設置する場合、5分の4の上限30万円で全て対応してもらえるのか。</p>
竹村	<p>補助金については、年度ごとに1行政区につき1台となる。複数台数を希望する場合は、別途、相談してほしい。</p>
栗本委員	<p>1台だけでは意味がない。毎年、申請すれば、必ず1台分もらえるのか。</p>
服部所長	<p>補助金については、1行政区あたり1年度につき、1回限りとなっている。全てのごみ集積場に設置することが妥当かどうかも含めて、リサイクルプラザに相談してほしい。</p>
栗本委員	<p>岩崎県住第1のごみ集積場は、車が多く通る道に面している。1年度に1回の設置では意味がない。監視カメラを設置したが、設置されていないごみ集積場に排出されるだけである。</p>
松岡部長	<p>市は助成というかたちで実施しているため、固定の行政区に偏って支給することはできない。そのため、ルールとして、1</p>

松岡部長	年間に1行政区1台と縛りを設けている。困っているのは、承知しているが、ご理解いただきたい。
落合会長	監視カメラは非常に有効であることと、需要が多くあることを市は認識してもらいたい。
落合会長	<p>本日予定している議事については以上であります。</p> <p>続きまして、次第4 その他 「小牧岩倉エコルセンターの稼働状況」について事務局の説明を求めます。</p>
竹村	<p>それでは、「次第4 その他 (1) 新施設の稼働状況」についてご説明します。</p> <p>資料13ページをご覧ください。</p> <p>新炉の稼働状況として実績や分析値をまとめました。</p> <p>数値は本市だけでなく、岩倉市分も含めた新炉の実績です。</p> <p>ごみ処理実績としては平成27年度4月から9月までの上半期実績をまとめております。溶融総処理量としては25,000トン、スラグ発生量は2,434トン、スラグ発生率は9.72%でした。</p> <p>続いて、新施設に導入した高効率発電の状況を月平均でまとめております。</p> <p>平成26年度実績は4月から3月まで、平成27年度実績は4月から9月までの月平均です。新施設においては、管理用の機器が大きく電力を使用するため、旧施設に比べ使用電力量が増加しましたが、それを上回る発電量で結果、旧施設より売電量が大きくなっています。また、発電しているにも係らず、買電量が発生しているのは施設の点検などで炉が休止した場合、発電を行うことができないためです。</p> <p>次に排ガスの状況です。新施設に更新するに伴い、地元と結んだ協定基準値が旧施設に比べ厳しくなっていますが、どの数値も基準値を大きく下回っています。</p> <p>現状、大きな事故なども発生しておらず、小牧岩倉エコルセ</p>

竹村	<p>ンターの新施設は順調に稼働をしています。</p> <p>続きまして、皆様にご見学いただきましたクリーンセンターについて、運転状況をご説明します。</p> <p>平成27年度4月から12月までの処理実績としてはし尿が2,800キロリットル、浄化槽汚泥が13,000キロリットル、総量は約16,000キロリットルでした。処理時に発生する脱水汚泥の含水率は69.24%と目標値の含水率70%を満足しています。</p> <p>処理時に発生する放流水の分析ですが、下水道法や愛知県、小牧市の条例で基準値が定められております。新旧ともに基準値を下回っていますが、新施設についてはより値が良くなっています。</p> <p>小牧市クリーンセンター新施設についても、現状順調に稼働しています。</p> <p>以上で説明を終了いたします。</p>
落合会長	<p>新炉になって、新しい公害防止協定を結びなおしたのか。この協定は環境基準よりも非常に厳しいものになっている。自分の記憶よりも厳しいものになっている気がする。</p>
川尻課長	<p>公害防止協定については、再締結しているが、基準値については、変更していない。会長の話のとおり、元々、厳しい基準であるため、再締結についても当初の協定内容を継承している。</p>
落合会長	<p>クリーンセンターは、前処理して流域に流していると思うが、新施設の基準を見ると、大山川よりも綺麗な水になっている。もしかすると五条の放流水質よりも綺麗かもしれない。わざわざ、費用をかけて五条に運搬して、放流する必要はない気がする。</p>
川尻課長	<p>これまでの施設と比べ、格段に性能は良くなっている。クリ</p>

川尻課長	<p>ーンセンターの発注方式が、性能発注方式を採用したため、下水の基準を満たすよう発注したことで、結果このような数値になっている。直接河川放流の話があったが、元々の設計自体が、河川放流を前提にしたものではなく、下水によるものとなっている。</p>
落合会長	<p>例えるなら、軽自動車を注文したら、カウンタックが届いたようなものである。理論的に説明できるようにする必要がある。過大な施設を整備して、下水に放流しているのだから、説明できるように整理しておく必要がある。後々、問題にならないようにしてほしい。</p>
落合会長	<p>溶融炉の2炉炊きは、どれくらいの期間になるのか。稼働状況の報告はいいが、2炉炊きの期間が少ないほど余裕があることになるため、教えてほしい。</p>
川尻課長	<p>数値は示されているが、手元に資料がないため、お答えできない。元々の施設稼働としては、280日とされているが、計画量よりもごみの量は少ないため、280日より少ない日数で稼働しているが、具体的な数値はお答えできない。</p>
落合会長	<p>その他何かありますか。事務局から何かありますか。</p>
竹村	<p>特にありません。</p>
五藤副会長	<p>世間を騒がせている産業廃棄物の件についてである。小牧市においても廃棄業者は多くあると思うが、しっかり管理していただくようお願いしたい。</p>
落合会長	<p>食品問題については、色々取りざたされているが、このような案件は過去からずっとある。ちょうどいい機会であるため、市もしっかり管理してほしい。</p>

落合会長	<p>食べれるものを廃棄するのは、非常に勿体無いと思うが、しっかりリサイクルできるように研究してほしい。</p>
五藤副会長	<p>3分の1の方式がある。製造から消費までを100日かかるとした場合、最初の30日以内に製造者から販売会社や小売店に出す。小売店は、次に30日間で販売する。3分の2が消化したところで、販売を取りやめ、廃棄物屋に流れることになる。これが、食品業界のルールとなっている。</p> <p>つまり、賞味期限前の商品の多くが廃棄物として流れていることを念頭に置いていただきたい。</p>
落合会長	<p>他に質問も無い様ですので、次第4その他についてはこれで終了いたします。本日予定されておりました議事はすべて終了しましたので、事務局へお返しします。</p>
川尻課長	<p>皆様、長時間に渡りご審議いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>今回で今年度の審議会は終了します。</p> <p>また、冒頭でもご案内いたしましたが、「小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」第3条第2項で任期は2年となっております。</p> <p>皆様におかれましては、本年度がちょうどその任期の2年となります。委員の皆様には長期間にわたり、ご審議いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>市民生活部長の松岡より、ごあいさつさせていただきます。</p>
松岡部長	<p>【あいさつ】</p>
落合会長	<p>それでは、これにて閉会させていただきます。</p> <p>お疲れ様でした。</p>